	0
参照条文	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

0	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)(抄)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(抄)	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(抄) ———————————————————————————————————	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄) ———————————————————————————————————	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄) ———————————————————————————————————	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)(抄) ———————————————————————————————————	社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)(抄) ———————————————————————————————————	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)(抄) ———————————————————————————————————	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)(抄) ———————————————————————————————————	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) ———————————————————————————————————	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)(抄) ———————————————————————————————————	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄) ———————————————————————————————————	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(抄) ————————————————————9	生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)(抄) ———————————————————————————————————

◎ 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

界二章 都道府県等による支援の実施(第四条─第九条)

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定 (第十条)

第四章 雑則 (第十一条—第十九条)

第五章 罰則(第二十条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、 現に経済的に困窮し、 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、 次に掲げる事業をいう。

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。) の利用につい

7

0)

あ

せんを行う事業

生活困窮者に対し、

認定生活困窮者就労訓練事業

3

(者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事 生活困窮者に対 Ų 当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作 成 その 他の 生 活

経 難となったものであって、 済的に困窮し、 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、 居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、 就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。 生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事 又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが 由 により

同 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、 の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、 雇用による就業が著しく困難な生活困窮者 (当該生活困窮者及び当該生活困 厚生労働省令で定め 1窮者と る期間

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、 一定の住居を持たない生活困窮者 (当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同

の

世

向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

わ

たり、

就

労に必要な知

識

及び能力の

帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間 宿 泊場所の供与、 食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を にわ たり

0 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、 (生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。) をいう。 提供及び助言を行い、 併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業 生活困窮者の家計に関する問題につき、 生活困窮者からの相談に応じ、 必要な情

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

金の支給を行う責務を有する。 次項第二号において単に を設置する町村 市 (特別区を含む。 以下 「関係機関」という。 「市等」という。)及び福祉事務所 は、 (社会福祉法)との緊密な連携を図りつつ、 この法律の実施に関し、 (昭和二十六年法律第四十五号) に規定する福祉に関する事務所をいう。 公共職業安定所その他の職業安定機関 適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給 教育機関その 他 以下 関 係 機関 一同じ。 付

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 必要な助言、 援事業、 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、 生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、 情報の提供その他の援助を行うこと。 生活困窮者 市等に対する 一時 生活支
- 関係機関との緊密な連携を図りつつ、 適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。
- 3 業が適正かつ円滑に行われるよう、 活困窮者就労準備支援事業、 玉 は、 都道府県及び市等 (以下 生活困窮者一時生活支援事業、 「都道府県等」という。) 都道府県等に対する必要な助言、 が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生 生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事 情報の提供その他の援助を行わなければならない

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 2 3 都道· 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密 府 に県等は、 生活困窮者自 |相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第五条 及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、 . 窮者住居確保給付金を支給するものとする。 都道府県等は、 その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの (当該生活困窮者 生活

2 前項に規定するもののほか、 生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、 厚生

(生活困窮者就労準備支援事業等)

労働省令で定める。

第六条 都道府県等は、 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、 次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者就労準備支援事業

一 生活困窮者一時生活支援事業

二 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

第四条第二項 及び第三項の規定は、 前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

(市等の支弁)

第七条
次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

第五条第 一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

匹 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 第四条第 項 の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 第五条第 項 の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第六条第 項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の 実施に要 する費用
- 兀 第六条第 一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

国 の負担及び補 助

第九条 国は、 政令で定めるところにより、 次に掲げるものの四分の三を負担する。

十四号) 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者 第六条第 項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。) の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定し (生活保護法 (昭和二十五年法 律第

た額

- 第七条の 規定により 市等が支弁する費用のうち、 同条第二号に掲げる費用
- 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口 被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 兀 前 条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、 同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、 予算の範囲内において、 政令で定めるところにより、 次に掲げるものを補助することができる
- 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、 第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内
- 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、 第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の 二分の 以内

第三 章 生 活 困窮者就労訓練事業の認定

厚生労働省令で定めるところにより、 めに必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業 !省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる! 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、 当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労 (以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。 就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の を行う者 向 上 は、 のた

- 都 道府県知事は、 生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、 同項の認定をするものとする。
- 3 項 の基準に適合しないものとなったと認めるときは、 都 道 府 県知 事は、 第 項 の認定に係る生活困窮者就労訓練事業 同項の認定を取り消すことができる。 (第十五条第1 一項において 「認定生活困窮者就労訓練事業」という。) が第

第四章 雑則

(雇用の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、 生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、 職業訓練の実施、 就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよ

うに努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、 生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、 国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑

つ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする

公共職業安定所は、 生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、 生活困窮者を雇用する事業主に対 パする援

助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3

4 ŋ 無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、 公共職業安定所は、 生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号) 当該都道府県等に対して、 当該求人に関する情報を電 第二十九条第一 項の規定によ

(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。) その他厚生労働省令で定める方法により提供する

ものとする。

的

方法

(不正利得の徴収)

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、 都道府県等は その者から、 その支給を受け

た生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は 一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(受給権の保護)

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、 譲り渡し、 担保に供し、 又は差し押さえること

ができない。

(公課の禁止)

第十四条 租税その他の公課は、 生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

朝 告 等)

第十五条 じ、 活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提 又は当該職員に質問させることができる。 都道府県等は、 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度におい て、 (示を命

- 2 た者に対し、 都道府県知 事は、 報告を求めることができる。 この法律の施行に必要な限度において、 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行 って
- 3 示 しなければならない 第一項の規定による質問を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯 Ĺ か つ、 関係者の請求があるときは、 を提
- 4 第 項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

(資料の提供等)

第十六条 若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。 らの者であった者の資産又は収入の状況につき、 て必要があると認めるときは、 都道府県等は、 生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施 生活困窮者、 生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれ 官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、 信託会社その他の機関 に関

2 一該住宅の状況につき、 芸者しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、 都道府県等は、 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困 報告を求めることができる。

町村の一部事務組合等)

第十七条 合を福祉事務所を設置する町村とみなす。 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、 その一部事務組合又は広域連

(大都市等の特例)

第十八条 下この条において 政令の定めるところにより、 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、 「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一 指定都市又は中核市が処理するものとする。 この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、 項の中核市 地方自治法第二百五十二条の十九第 (以下この条において「中核市」 という。 項の指定都市) におい 以 指

定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第十九条 める。 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、 厚生労働省令で定

第五章 罰則

第二十条 下の罰金に処する。 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、 ただし、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) に正条があるときは、 又は他人をして受けさせた者は、 刑法による。 三年以下の懲役又は百万円以

第二十一条 る。 第四条第三項 (第六条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

出若しくは提示をし、 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件 又は同項の規定による当該職員の質問に対して、 答弁せず、 若しくは虚偽の答弁をした者 -の提

第十五条第二項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者

反行為をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行前の準備)

第三条 第十条第 一項の規定による認定の手続その他の行為は、 この法律の施行前においても行うことができる。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十四 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

(地方財政法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号) 十三 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。 十条の改正規定中「三十四 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、 の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 前条のうち地方財政法第

2 る経費 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十三 子どものための教育・保育給付に要す 、地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。) 」とする。 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の (地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)」とあるのは、 三十四 子どものための教育・ 保育給付に要する経費 部を改正する

(生活保護法の一部改正)

記七条 生活保護法の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項に次の一号を加える。

生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号) による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報

(社会福祉法の一部改正)

第八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

の 二 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事 業

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法 (昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事

(社会保険労務士法の一部改正)

十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号。 第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

◎ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 保護の原則 (第七条―第十条)

第三章 保護の種類及び範囲 (第十一条—第十八条)

第四章 保護の機関及び実施 (第十九条—第二十九条の二)

第五章 保護の方法 (第三十条―第三十七条の二)

第六章 保護施設 (第三十八条—第四十八条)

第七章 医療機関、介護機関及び助産機関(第四十九条—第五十五条の三)

第八章 就労自立給付金 (第五十五条の四・第五十五条の五)

第九章 被保護者就労支援事業 (第五十五条の六)

第十章 被保護者の権利及び義務(第五十六条—第六十三条)

第十一章 不服申立て(第六十四条—第六十九条)

第十二章 費用(第七十条—第八十条)

第十三章 雑則(第八十一条—第八十六条)

附則

(保護の補足性)

第四条 保護は、 生活に困窮する者が、 その利用し得る資産、 能力その他あらゆるものを、 その最低限度の生活の維持のために活用することを要

件として行われる。

2 民法 (明治二十九年法律第八十九号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、 すべてこの法律による保護に優先して行われ

るものとする。

3

前二項の規定は、 急迫した事由がある場合に、 必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

この法律において「要保護者」とは、 現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

この法律において 「保護金品」 とは、 保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

3 2

4 この法律において 「金銭給付」 とは、 金銭の給与又は貸与によつて、 保護を行うことをいう。

5 この法律において 「現物給付」とは、 物品の給与又は貸与、医療の給付、 役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

(世帯単位の原則)

第十条 保護は、 世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。 但し、これによりがたいときは、 個人を単位として定めることができ

(介護扶助)

第十五条の二 介護扶助は、 困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者 (介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第

保険者等 木 三項に規定する要介護者をいう。 に 窮 対して、 0 ため最 同 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。) 第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、 低限度の生活を維持することのできない要支援者 の範囲内において行われる。 第三項において同じ。)に対して、 (同条第四項に規定する要支援者をいう。 第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項 木 窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被 に相当する者 以下この項及び第六項において (要支援者を除く。) に対して、 の範囲内に お いて行 同じ。 わ 第

居宅介護 (居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。) 八号及び第九号に掲げる事項

福祉用具

兀 三 施設介護 住宅改修

五. 介護予防 (介護予防支援計画 に基づき行うものに限る。

六 介護予防 福祉 用具

七

介護予防住宅改修

八 援助に相当する援助に基づき行うものに限る。 介護予防 日常生活支援 (介護予防支援計画又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による

九 移送

2 同 同 条第八項に規定する通 する訪問看護、 定施設 条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、 、に規定する特定施設入居者生活介護、 条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、 前項第一号に規定する居宅介護とは、 入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。 同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、 所リハビリテーション、 介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、 同条第十二項に規定する福祉用具貸与、 同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、 同条第九項に規定する短期入所生活介護、 同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、 同条第六項に規定する居宅療養管理指導、 同条第十五項に規定する定期巡回・ 同条第三項に規定する訪問入浴介護、 同条第十項に規定する短期入所療養介護、 同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護 同条第二十一項に規定する地域密着型 同条第七項に規定する通所 随時対応型訪問介護看護 同 条第四 同条第十一 項 護、 に規 同 定

な保健医療サー 要介護者が 第 項 第 一号に規定する居宅介護支援計画とは、 利用 ビス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等をすることができるようにするため する居宅介護等の 種類、 内容等を定める計画をいう。 居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むため に必 の当 要

3

4

項 に規定する介護福祉施設サービス、 第 項 第四 号に規定する施 設介護とは、 同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスを 介護保険法第八条第 一十二項に規定する地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 同 条第二十七

- 5 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、 看 近所介護, らに相当するサービスをいう。 防通所リハビリテーション、 同 項 条第四 第五 同 条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこ 号に規定する介護予防とは、 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、 同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、 同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、 同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、 同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護 同条第十三項に規定する介護予防認知 同 条第一 一項に規定する介護予 同条第六項に規定する介護 症 同 条第 対 応 型 問
- るために入浴、 ることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、 る状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、 項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したもの 排せつ、 食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、 居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は (以下この項において「介護予防等」という。 内容等を定める計画であつて、 又は日常生活 介護保険法第百十五条の をいう。 を営む 0 精 適切 神上 な利 0 0) に 障 四十六 用等を 支障 害が あ

だ定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。 項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、 介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第 一号訪問事業、 同

(実施機関)

第十九 を管理する町 都道 村長は、 府県知事、 次に掲げる者に対して、 市長及び社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所 この法律の定めるところにより、 保護を決定し、 かつ、 実施し なければならない。 以下 「福祉事務所」

- その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 居住地がないか、 又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 前 居住地 の規定に が 対明ら かかわらず、 かである要保護者であつても、 その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町 その者が急迫した状況にあるときは、 その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保 '村長が行うものとする。

3

又は委託

前

の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

委託し、 二第四項に規定する施設介護をいう。 第三十条第 若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の一 以 下同じ。 一項ただし書の規定により被保護者を救護施設 に 委託 して行う場合におい 以下同じ。)に限る。)を介護老人福祉施設 ては、 当 該 更生施設若しくはその 入所又は委託の継続中、 第 一項の規定により被保護者に対する介護扶助 他の適当な施設に入所させ (介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉 その者に対して保護を行うべき者は、 若しくはこれらの (施設 その者に係る入所 介護 施設 (第十五 に入

号

口

に

- 4 理 に属する行政庁に限り、 前 三項の規定により保護を行うべき者 委任することができる。 (以下「保護の実施機関」 という。 は、 保護の決定及び実施に関する事務の全部又は 部を、 その管
- 5 ない。 保護の実施機関は、 保護の決定及び実施に関する事務の一 部を、 政令の定めるところにより、 他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げ
- 6 状況にある要保護者に対して、 福祉事務所を設置しない町村の長 応急的処置として、 (以下「町村長」という。) 必要な保護を行うものとする。 は、 その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができな
- 7 事 項を行うものとする 町村長は 保護の実施機関又は福祉事務所の長 (以下「福祉事務所長」という。) が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、 次に掲げる
- 旨 要保護者を発見し、 を通報すること。 又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、 速やかに、 保護の実施機関又は 福 祉事務所長にその

の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、

これを保護の実施機関に送付すること。

第二十四条第十項の規定により保

護

- \equiv 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、 被保護者等に対して、 保護金品を交付すること。
- 兀 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、 要保護者に関する調査を行うこと。

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 被保護者に通知しなければならない。 保護の実施機関は、 被保護者が保護を必要としなくなつたときは、 第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、 速やかに、 保護の停止又は廃止を決定し、 書面をもつて、これを 同様とする。

指導及び指示)

- 第二十七条 保護の実施機関は、 被保護者に対して、 生活の維持、 向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。
- 2 ・項の指導又は指 宗は、 被保護者の自由を尊重し、 必要の最少限度に止めなければならない。
- 3 第 項の規定は、 被保護者の意に反して、 指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

相談及び助言)

第二十七条の二 保護者の自立を助長するために、 保護の実施機関は、 要保護者からの相談に応じ、 第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほ 必要な助言をすることができる。 か、 要保護者から求めがあつたときは、 要

(報告、調査及び検診)

- 定めるところにより、 一十八条 0 規定 又は当該要保護者に対して、 施行のため必要があると認めるときは、 護 $\widehat{\mathcal{O}}$ 実施機関 当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの は 保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条 保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 要保護者の資産及び収入の状況、 健康状態その他の事項を調査するために、 (第三項 を除 ₹ . 次項及び次条第一 厚生労働 項におい 事項 省令で を調・ て同
- 2 又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、 「の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる 保護の実施機関 は、 保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 要保護者の扶養義務者若しくはその 保 護 他 \mathcal{O} の同 開 始
- 3 が 第 るときは 項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、 これを提示し なければならない。 厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、 かつ、 関 係· 人の 請 求
- 4 項の規定による立入調 査の 権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5

保護の実施機関は 又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、 要保護者が第 一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、 保護の開始若しくは変更の申請を却下し、 妨げ、 又は保護の変更 若しくは

(資料の提供等)

しくは廃止をすることができる。

- は銀行、 一十九条 認めるときは、 第三条第二項に規定する共済組合等 信託会社、 護の実施機関及び福祉事務所長は、 次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、 次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、 (次項において「共済組合等」という。) に対し、 保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行の 報告を求めることができる。 官公署、 日本年金機構若しくは国民年金法 必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求 (昭和三十 兀 ために必 年法律第百四十 あ 又
- 実施の状況その他政令で定める事項 護の決定及び 要保護者又は被保護者であつた者 実施の 状況を除き、 保護を受けていた期間における事項に限る。 (被保護者であつた者にあつては、 氏名及び住所又は居所、 資産及び収入の状況、 氏名及び住所又は居所、 健康状態、 他 健 康状態並びに の保護の 実 (施機関における保護の 他 の保護の実施機関における 決定 及び
- いつては、 前号に掲げる者の扶養義務者 氏 名及び住所又は居所を除き、 氏名及び住所又は居所、 当該被保護者であつた者が保護を受けてい 資産及び収入の状況その他政令で定める事項 た期間における事項に限る。 (被保護者であつた者 0 扶養義務者に
- 務 所長から前 表第 0 上 項の規定による求めがあつたときは、 欄に掲げ る官 1公署の 長 日 本年金機構又は共済組合等は、 速やかに、 当該情報を記載し、 それぞれ同 若しくは記録した書類を閲覧させ、 一表の下欄に掲げ る情 報につき、 保護の 又は資料の提供を行うも 実 施 関 は 福

2

(生活扶助の方法)

たいとき、又は被保護者が希望したときは、 入所を委託し、 生活扶助は、 又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。 被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的 被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、 若しくはこれらの施設に を 達 L

- 前項ただし書の規定は、 被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。
- 保護の実施機関は、 被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、 その異議があつても、 家庭 裁 判所の 許 可 を得

(医療扶助の方法)

第一

項但書の措置をとることができる。

第三十四条 保護の目的を達するために必要があるときは、 医療扶助は、 現物給付によつて行うものとする。 金銭給付によつて行うことができる。 但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、 その

2 前項に規定する現物給付のうち、 医療の給付は、 医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた

|療機関にこれを委託して行うものとする。

- 3 うち、 厚生労働省令で定めるものをいう。 後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。 (び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品 同法第十四 条の四第一 項各号に掲げる医薬品と有効成分、 以下この項において同じ。)を使用することができると認めたものについては、 分量、 第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の 用法、 用量、 効能及び効果が同一性を有すると認めら (医薬品 被保護者に対し、 医療機器等の品 承認を受けた医 れたもの 可 能な限 あ って
- 道整復師法 が行うことのできる範囲の施術については、 第二項に規定する医療の給付のうち、 (昭 和四十五年法律第十九号) あん摩マツサージ指圧師、 の規定によりあん摩マツサージ指圧師、 第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。 はり師、きゆう師等に関する法律 はり師、 きゆう師又は柔道整復師 (昭和二十二年法律第二百十七号) (以 下 「施術者」という。 又は柔
- いて医療の給付を受け、 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、 又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる 被保護者は、 第二項及び前項の規定にかかわらず、 指定を受けない医療機関に
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 その他保護の 目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。 介護扶助は、 現物給付によつて行うものとする。 ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、

護予防 条の四十五第 項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)並びに介護予防・日常生活支援事業者 を行う者及びその事業として介護予防支援計画 用具販売事業者」という。 より指定を受けたもの 居宅介護支援計画 おいて同じ。 ・日常生活支援をいう。 前項に規定する現物給付のうち、 その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において (同条第五項に規定する介護予防をいう。 一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。)を作成する者、 (第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。 (同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。 第五十四条の二第一項において同じ。)の給付は、 地域密着型介護老人福祉施設、 その事業として同法第八条の一 居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、 (第十五条の 以下同じ。)、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援 二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。 介護老人福祉施設、 二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者 以下同じ。)をいう。 第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。)を作成する 介護機関 介護老人保健施設及び介護医療院、 以下同じ。)であつて、 (その事業として居宅介護を行う者及びその事業として 第五十四条の二第一項及び別)にこれを委託して行うものと 第五十四条の一 福 (その事業として同法第百十五 (同条第七項に規定する介護予 祉用具の給 その事業として介護予防 (第五十四条の二第 施設介 項の 「特定福 表第二 護、 介

3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

(種類)

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 救護施設
- 一 更生施設
- 一医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設
- る施設とする。 護施設は、 身体上又は精神上著 L ĺ١ 障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、 生活扶助を行うことを目 的とす
- 3 更生施設は、 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、 生活扶助を行うことを目的とする施設と

する。

- 4 医療保護施 設 は、 医療を必要とする要保護者に対して、 医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
- 5 な機会及び便宜を与えて、 授産施設は 身体上若しくは精神上の その自立を助長することを目的とする施設とする。 理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、 就労又は技能の修得のために必
- 6 宿所提供施設は、 住居のない要保護者の世帯に対して、 住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

、報告の徴収及び立入検査)

第四 その施設に立ち入り、 -四条 気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。 都道府県知事は、 その管理者からその設備及び会計書類、 保護施設の管理者に対して、その業務者しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、 診療録その他の帳簿書類 第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。 (その作成又は保存に代えて電磁的 電子計算機による情報処理の 用に供されるもの 記 又は当該 (電子的 職 員に 方式

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による立入検査について準用する。

若しくはこれを検査させることができる。

閲覧及び説明を求めさせ、

(報告等)

第五 関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、 あ **山**十四条 て「開設者であつた者等」という。)に対して、 ると認めるときは、 :定医療機関の開設者若しくは管理者、 都道 府県知事 指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、 (厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、 医師、 薬剤師その他の従業者 必要と認める事項の報告若しくは診療録、 その設備若しくは診療録、 (開設者であつた者等を含む。 厚生労働大臣又は都道府県知事) 医師、 薬剤師その他の従業者であつた者 帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ 帳簿書類その他の物件を検査させることがで に対し出頭を求め、 は、 医療扶助に関して必 又は当該職員に、 (以下この 頃にお

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第五 を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、 道 十四条の二 府 7県知事 は、 厚生労働大臣は、 その 他 0 地 域密着型介護老人福祉施設、 国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、 介護老人福祉施設、 特定福祉用具販売事業者、 介護老人保健施設若しくは 介護老人福祉施設、 その事業として介護予防を行う者若しくはその事 介護老人保健施設又は介護医療院につい 介護医療院 その事 業として居宅介護 て、

業として介護予防 用具又は ののため Ó 介護予防 居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、 支援計画 日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。 を作成する者、 特定介護予防 福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者に 福祉用具の給付、 施設介護、 介護予防若しくは 介護予防支援計画 うい て、 この法律による介 |の作 成 介護予防

- は、 介護機関について、 その指定又は許可の が、 厚生労働省令で定めるところにより、 別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、 時に前項の指定を受けたものとみなす。 あらかじめ、 ただし、 別段の申出をしたときは、 当該介護機関 (地域密着型介護老人福 この限りではない。 祉施設及び介護老人福 その 介 施 護
- 3 掲げる場合に該当するときは、 前 項の規定により第 項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は その効力を失う。 当該介護 機 関 が 同 表 0) 下
- 項 定める介護給付費等審査委員会」と、 支払基金法 第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中 中 から前条までの規定は、 とするほか、 第四十九条の二)について準用する。 同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者 省令で定める者」 指 定医 療機関」とあるのは 昭 必要な技術的読替えは、 和二十三年法律第百二十九号) (第二項第一号を除く。) の規定は、 とあるのは この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」 同項の規定により指定を受けた介護機関 「国民健康保険団体連合会」と、 「指定介護機関 同条第四項中 政令で定める。 に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるの (地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。 「指定医療機関」とあるのは 第一 (第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む) 項 の指定 前条第 「指定医療機関」 (第 (介護予防 一項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたも 項中 「指定医療機関」とあるの 日常生活支援事業者に係るものを除く。 「指定介護機関」と、 とあるのは とあるのは 「指定介護機関 「社会保険診療報酬支払基金又は 「指定介護機関」と、 は 「指定介護機関」 と、 同 項 中 に と لح 社会保険 第五十一条第 つい は し読み替り 「介護 同条第二 於診療報 のを含 第 えるも 保 険 厚 項
- 臣 十条第 に限 機関 が 第五十二条第 条の二、第五十一条 第四十九条の一 る。 「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは 項中 同 二項 道 に 項 府 県 中 ついて準用する。 の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者 知 指 二第 項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中 事の 指 定医療機関」 定医療機関 項及び第三 指 (第二項第一号、 定 た医療機関につい この場合において、 とあるのは が、 一項の規定は、 次の」 第八号及び第十号を除く。)、第五十二条から前条までの規定は、 とあるのは 「指定介護機関」 ては 第一項の指定 第四十九条の二第 都 「都道府県知事」と、 道 「指定介護機関が、 府県知事が」 と (第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。) (介護予防・日常生活支援事業者に係るものに 同条第一 とあるの 「指定医療機関」とあるのは 一項及び第三項中 一項及び第五十条の二中 次の」 第五十一条第一項中 は と、 「都道 「厚生労働大臣 府県知事 「厚生労働大臣」とあるのは 「指定医療機関 ずは 「指定医療機関 「指定介護機関 と |の指定した医療機関につ 同 · 第 .限る。) 項 第 一項の規定により指定を受けた介 一とあるのは 号 とあるの と から に 「都道府県 つい 第七号 同項中 は て、 「指定介護機 (知事) 第五十 指定介護機関 まで及び ては厚生 社会保険診 一労働 第 関」と 第五 九号 第

5

機関若しくは指定介護機関」 生労働省令で定める者」 法に定める介護給付費等審査委員会」と、 報酬 介護機関 ついては 支払基金法 と読み替えるものとするほか、 厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは (昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは とあるのは と 「命じ、 「国民健康保険団体連合会」と、 必要な技術的読替えは、 指定医療機関」とあるのは 同条第四項中 「指定医療機関」とあるのは 「都道府県知事」と、 政令で定める。 前条第一項中「都道府県知事 「命じ、 指定介護機関」 「指定医療機関若しくは指定医療機関 「指定介護機関」と、 と (厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関に 「当該指定医療機関」 「社会保険診療報酬支払基金又は厚 とあるのは とあるのは 「介護保険 「当該指 指 定介護 定

第八章 就労自立給付金

就労自立給付金の支給)

第五十五条の ろにより、 定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、 管区域内に居住地を有する(居住地がないか、 就労自立給付金を支給する。 兀 都道府県知 事、 市長及び福祉事務所を管理する町村長は、 又は明らかでないときは、 当該所管区域内にある)被保護者であつて、 被保護者の 自立 の助長を図るため、 その管理に属する福祉事務 厚生労働省令で定めるとこ 厚生労働省令で定める安 所 \mathcal{O} 所

- 2 0) 管理に属する行政庁に限り、 前項の規定により就労自立給付金を支給する者 委任することができる。 (以 下 「支給機関」という。) は、 就労自立給付金の支給に関する事務の全部 又は 部 を、 そ
- 3 支給機関は 就 **脱**労自立 給付金の支給に関する事務の一 部を、 政令で定めるところにより、 他の支給機関に委託して行うことを妨げ ない。

(報告)

第五十五条の五 被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、 支給機関は、 就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、 報告を求めることができる。 被保護者若しくは

第九章 被保護者就労支援事業

第五 被保護者就労支援事業」 十五条の六 保護の実施機関は、 という。 就労の支援に関する問題につき、 を実施するものとする。 被保護者からの 相談に応じ、 必要な情報の提供及び助言を行う事 (以 下

2 保護の実施機関は、 被保護者就労支援事業の事務の全部又は 一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができ

る。

3 を漏らしてはならない。 前 :項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、 その委託を受けた事務に関して知り得た秘密

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、 保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五 一十八条 被保護者は、 既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、 譲り渡すことができない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、 規定により、 被保護者は、 被保護者に対し、 保護の実施機関が、 必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 第三十条第一項ただし書の規定により、 被保護者を救護施設、 更生施設若しくはその他の 又は第二十七条 適当な施

- 2 保護施設を利用する被保護者は、 第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
- 3 保護の実施機関は、 被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、 保護の変更、 停止又は廃止をすることができる。
- 4 らない。この場合においては、 保護の実施機関は、 前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、 あらかじめ、 当該処分をしようとする理由、 弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。 当該被保護者に対して弁明の機会を与えなけ ればな
- 5 第三項の規定による処分については、 行政手続法第三章 (第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、 適用しない。

(審査庁)

第六十四条 管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、 おける当 該 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合 事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は 都道府県知事に対してするものとする。 部をその

(裁決をすべき期間)

第六十五条 対する裁決をしなければならない。 じた場合にあつては、 されたときは、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 当該審査請求がされた日(行政不服審査法 当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、 保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三条の規定により不備を補正すべ 当該審査請求に きことを命 審査請 求 が

- 一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日
- 正 香香請求-した日。 人は、 第 一号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、 審査請求をした日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、 当該 厚生労働 不備
- 大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合

七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

(再審査請求)

第六十六条 基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、 請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第一 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審 厚生労働大臣に対して再審査請求をすることがで 一項の規定による委任に

2 再審査請求」と、 分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは 前条第 項 (各号を除く。) の規定は、 「第二十三条」とあるのは 再審査請求の裁決について準用する。 「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、 「七十日以内」と読み替えるものとする。 この場合において、 同 項中 「当該審 [査請求] 「次の各号に掲げる場合の とあるの は 「当該

(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない

その長が第十九条第 保護の実施に要する費用 項の規定により行う保護 (以 下 「保護費」という。) (同 条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する次に掲げる費用

又は保護施設を利用させ、 第三十条第一項ただし書、 第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、 若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費 (以 下 若しくは入所を委託 「保護施設事務 3費」と L

口

- 護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を適当な施設に入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、 (以下「委託事務費」という。) 又は私人の家庭に養
- り行う保護 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定によ (同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。) に関する保護費、 保護施設事務費及び委託事務費
- 三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、 保護費、 保護施設事務費及び委託事務費 他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する
- 四 その設置する保護施設の設備に要する費用(以下「設備費」という。)
- Ŧī. その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給 (同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。) に要す
- 六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用
- 七 この法律の施行に伴い必要なその人件費
- . この法律の施行に伴い必要なその事務費(以下「行政事務費」という。)

(都道府県の支弁)

- 第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 費及び委託事務費 その長が第十九条第一 項の規定により行う保護 (同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。) に関する保護費、 保護施設事務
- り行う保護 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、 (同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する保護費、 他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定によ 保護施設事務費及び委託事務費
- 十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者 保護施設事務費及び委託事務費 (その所管区域外に居住地を有する者を除く。) に対して、 町 村 長が第
- その設置する保護施設の設備費

兀

五. その長が第五十 五条の四 第 項の規定により行う就労自立給付金の支給 (同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。) に要す

六 その長が第五 十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七 この 法律 \mathcal{O} 施行に伴い必要なその 入人件費

この法律の 施行に伴い必要なその行政事務費

八

道府県の 負 担

十三条 都道府県は、 政 令で定めるところにより、 次に掲げる費用を負担しなければならない

- 居住地がないか、 又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、 保護施設事務費及び委託事務費の四
- 宿所提供施設又は児童福祉法 一設」という。)にある被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第三十八条に規定する母子生活支援施設 (第四号において「母子生 活支援
- 三 居住地がないか、 同号において同じ。 又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、 (就労自立給付金の支給に要する費用をいう。 以下

保護施設事務費及び委託事務費の四

分の一

分の

を除く。

兀 同 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費の四)の四分の 分の

道府 県の 補 助

分の三以内を補助することができる。 十四条 都道府県は、 左に掲げる場合においては、 第四十一条の規定により設置し た保護施設の修 理 改造、 拡張又は整備に要する費用 の四

その保 **派護施設** を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき、

- その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、 又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき
- 2 第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、 前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、 左の各号による。
- 厚生労働大臣は、 その保護施設に対して、 その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。
- 変更をすべき旨を指示することができる。 厚生労働大臣及び都道府県知事は、 その保護施設の予算が、 補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、 その予算について、
- は、 厚生労働大臣及び都道府県知事は、 該職員を解職すべ き旨を指示することができる。 その保護施設の職員が、 この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき

国 の 負 (担及び 補 助

第七十五 玉 は、 政令で定めるところにより、 次に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三
- 一 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三
- 三 ところにより算定した額の四分の三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、 当該市町村における人口、 被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定める
- 兀 護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三 都 :道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、 当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口 被保
- 2 ることができる 玉 は、 政令の定めるところにより、 都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助 した金額の三分の二以内 を補

(時效)

第七十六条の三 就労自立給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、 時効によつて消滅する。

第七十八条 0 長は、 その費用の額の全部又は一部を、 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、 その者から徴収するほか、 又は他人をして受けさせた者があるときは、 その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することが 保護費を支弁した都道府県又は 市 町村

- 定医療機関 産 金額を徴収することができる。 「機関若しくは指定施術機関があるときは、 偽りその他不正の行為によつて医療、 指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下 介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、 当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、 その支弁した額のうち返還させるべき額をその指 指定介護機関又は指定助
- 3 県 することができる。 又は市町村の長は、 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、 その費用の額の全部又は一部を、 その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴 就労自立給付金費を支弁した都道 府
- 4 前三項の規定による徴収金は、 この法律に別段の定めがある場合を除き、 国税徴収の例により徴収することができる。

ところにより、 十八条の二 当該保護金品の一 保 護の実施機関は、 部を、 被保護者が、 前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納 保護金品 (金銭給付によつて行うものに限る。 0) 交付を受ける前に、 厚生労働省令で定める

ろにより、 入に充てる旨を申し出た場合において、 当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。 保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、 厚生労働省令で定めるとこ

- 2 厚生労働省令で定めるところにより、 部 支給機関は、 前条第 一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは 被保護者が、 就労自立給付金の支給を受ける前に、 当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。 厚生労働省令で定めるところにより、 当該就労自立給付 金の 額 全部 又は
- 3 前)の交付又は当該就労自立給付金 一項の規定により前条第一 項の規定による徴収金が徴収されたときは、 (前項の申出に係る部分に限る。) の支給があつたものとみなす。 当該被保護者に対して当該保護金品 (第 一項の申出に係る部分に限

(事務の区分)

第八十四条の五 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、 地方自然 治

(電則)

第八十五条 ただし、 刑法 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、 (明治四十年法律第四十五号) に正条があるときは、 又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 刑法による。

2 ただし、 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、 刑法に正 条があるときは、 刑法による。 又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以 下の 罰金に処する。

第八十五条の二 第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する

第八十六条 下この項において同じ。 対 条第 項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、 一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、 答弁せず、 第四十四条第 若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項 項、 第五十五条の五若しくは第七十四条第二 第五十四条第一項 (第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。 妨げ、 二項第 若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 (要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一 号の規定による報告を怠り、 若しくは同項の規定による当該職員 若しくは虚偽の報告をし、 項若しくは第五 第五十四 の質問 以 条

を罰するほか、 人の代表者又は法人若しくは その法人又は人に対しても前項の刑を科する。 人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、 前項の違反行為をしたときは、 行為者

2

別表第一 (第二十九条関係)

一~五 (各)	(各)
六 都道府県知事、市長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
又は福祉事務所を管理	一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
する町村長	二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報
	三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による母子家庭自立支援給付金又は父子家
	庭自立支援給付金の支給に関する情報
	四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による障害児福祉手当又は特別障
	害者手当の支給に関する情報
	五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に
	関する情報
	六 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七 都道府県知事又は市	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
町村長	一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定し
	た税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
	二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
八~十五(略)	(略)
備考 (略)	

別表第二 (第五十四条の二関係)

			祉用具販売事業者	護を行う者又は特定福	その事業として居宅介
により同法第四十一条第	介護保険法第七十一冬			指定	介護保険法第四十一条
_	一条第一項				一条第一項
項本文の	項の規定				項本文の
2 き、同法第七十一条第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたと	第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二	き、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたと

条第一項の規定により同法第四十二	て読み替えて準用する同法第七十二	介護保険法第七十八条の十二におい	指定期間開始時有効指定を除く。)	第七十八条の十五第二項に規定する	護老人福祉施設に係る指定及び同法	第二十二項に規定する地域密着型介	に係る同項本文の指定(同法第八条	のとみなされた地域密着型サービス	条の二第一項本文の指定があつたも	条第一項の規定により同法第四十二	て読み替えて準用する同法第七十一	介護保険法第七十八条の十二におい	時有効指定を除く。)	十五第二項に規定する指定期間開始	設に係る指定及び同法第七十八条の	規定する地域密着型介護老人福祉施	文の指定(同法第八条第二十二項に	介護保険法第四十二条の二第一項本		サービスに係る同項本文の指定	指定があつたものとみなされた居宅	により同法第四十一条第一項本文の	介護保険法第七十二条第一項の規定		ービスに係	指定があつたものとみなされた居宅
み替えて準用する同法第七十二条第二項の規定による同法第四十二条の二第一	があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止					項本文の指定の効力が失われたとき。	替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一	項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み	み替えて準用する同法第七十一条第二項の規定による同法第四十二条の二第一	があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止		文の指定の効力が失われたとき。	て準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本	文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替え	があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止	一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十	六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又	き、同法第七十二条第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたと	が失われたとき。	は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の	六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又

文の指定の効力が失われたとき。		
て準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本		
文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替え		
があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本	文の指定	社施設
同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退	介護保険法第四十二条の二第一項本	地域密着型介護老人福
一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。		
法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第		者
き、同法第八十四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同		護支援計画を作成する
同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたと	介護保険法第四十六条第一項の指定	その事業として居宅介
文の指定の効力が失われたとき。		
項において準用する場合を含む。)の規定により同法第四十二条の二第一項本		
文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第三項(同条第五		
があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本	に規定する指定期間開始時有効指定	
同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止	介護保険法第七十八条の十五第二項	
力が失われたとき。		
七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効	第一項本文の指定	
よる同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第	ス事業所に係る同法第四十二条の二	
七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定に	規定する市町村長指定区域・サービ	
二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第	の規定により公募により行う同項に	
同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第	介護保険法第七十八条の十三第一項	
	指定期間開始時有効指定を除く。)	
	第七十八条の十五第二項に規定する	
	護老人福祉施設に係る指定及び同法	
	第二十二項に規定する地域密着型介	
り同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	に係る同項本文の指定(同法第八条	
替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定によ	のとみなされた地域密着型サービス	
項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み	条の二第一項本文の指定があつたも	

条第一項の規定により同法第五十三て読み替えて準用する同法第七十二分護保険法第百十五条の十一におい	同項本文の指定みなされた介護予防サービスに係る	一項本文の指定が	条第一頁の規定こより司去第五十三 て読み替えて準用する同法第七十一	介護保険法第百十五条の十一に		業者	護予防福祉用具販売事	防を行う者又は特定介 指定	その事業として介護予 介護保険法第五十三条第一項本文の				介護医療院 介護保険法第百七条第一項の許				介護老人保健施設 介護保険法第九十四条第一項の			の指定	介護老人福祉施設 / 介護保険法第四十八条第一項第
五十三 替えて準用する同法第七十二条第二項若しくは同法第百十五条の三十五第六項3十二 あつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十一において読みにおい 同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止が	定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 に係る 法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規	の規定による同法第五十	□十三 替えて隼用する司去第七十一条第二頁哲しくよ司去第五十五条の三十五第六頁□十一 あつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十一において読み	におい 同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止が	により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定	規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法	あつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の	平文の 同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止が	同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。	条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により	十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七	〒可 同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百	定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規	法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十	項の許可 同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同	より同号の指定の効力が失われたとき。	る同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定に	たとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定によ	項第一号 同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつ

援事業者 者 防支援計画を作成する その事業として介護予 介護予防 日常生活支 第一 介護保険法第百十五条の四十五の三 みなされた介護予防サービスに係る 法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若し 介護保険法第五十八条第 文の指定 介護保険法第五十四条の二第一 同項本文の指定 項の指定 項 の指定 項本 同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第 同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サー により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。 の指定の取消しがあつたとき、 たとき。 第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失わ 定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同 あったとき、 同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の 項本文の指定の効力が失われたとき。 おいて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一 の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、 事業の廃止があつたとき、 失われたとき。 くは第七十二条第二 同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一 一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が 同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条 又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定 又は同法第百十五条の二十一に 一項の指 - ビス 廃 止 項 れ 法 が

別表第三 (第八十 应 |条の 五関 係

第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二	第二十三	都道府県	
十一条	第八十一条		
項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに	第四項、		
二において準用する場合を含む。)、第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条、第六十二条第三項及び	条の二に		
第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五)、第 _四		
及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで(第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。	二項及び		
を含む。)並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第		務所を設置する町村	
第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項(これらの規定を同条第九項において準用する場合		都道府県、市及び福祉事	

市 略 町 村 十九条、 社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで 第二十九条第 十八条、 五条第一項、 の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、 条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項 びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第三項 項、 略 並びに第五十四条の一 第四十三条第一項、 第五十条第二項、 第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで 第四十九条の一 第五十五条の三、 項、 第四 一第四項 第五十条の二及び第五十一条第二項(これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並 |第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第 第四十四条第一項、 十三条第二項 第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、 (第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。 第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する 第四十五条、 第四十六条第二項及び第三項、 第五十四条の二第一項、 (これらの規定を第五十四 第四十八条第三項、 (第五十四 第五十 第四 第七 条

◎ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄

目次

章 総則(第一条—第六条)

第

第二章 地方社会福祉審議会(第七条—第十三条)

紀三章 福祉に関する事務所 (第十四条—第十七条)

第四章 社会福祉主事 (第十八条·第十九条)

第六章 社会福祉法人

第五章

指導監督及び訓練

(第二十条・第二十一条)

第一節 通則(第二十二条—第三十条)

第二節 設立 (第三十一条—第三十五条)

第三節 機関

第一款 機関の設置(第三十六条・第三十七条

第二款 評議員等の選任及び解任 (第三十八条—第四十五条の七)

第三款 評議員及び評議員会(第四十五条の八―第四十五条の十二)

第四款 理事及び理事会 (第四十五条の十三―第四十五条の十七)

第五款 監事 (第四十五条の十八)

第六款 会計監査人 (第四十五条の十九)

第七款 役員等の損害賠償責任(第四十五条の二十 -第四十五条の二十二)

第四節 計算

款 会計の原則等 (第四十五条の二十三)

第二款 会計帳簿 (第四十五条の二十四―第四十五条の二十六)

第三款 計算書類等 (第四十五条の二十七―第四十五条の三十五)

第五節 定款の変更 (第四十五条の三十六)

第六節 第一款 解散及び清算並びに合併

第二款 解散 (第四十六条・第四十六条の二)

第一目 清算の開始 (第四十六条の三・第四十六条の四

第二目 第三目 財産目録等(第四十六条の二十二―第四十六条の二十九) 清算法人の機関(第四十六条の五―第四十六条の二十一)

第四目 債務の弁済等 (第四十六条の三十 第四十六条の三十四

第五目 残余財産の帰属 (第四十七条)

第六目 清算事務の終了等(第四十七条の二―第四十七条の七)

第三款 合併

第一目 通則 (第四十八条)

第二目 吸収合併 (第四十九条―第五十四条の四)

第三目 新設合併 (第五十四条の五―第五十四条の十一)

第四目 合併の無効の訴え(第五十五条)

第七節 社会福祉 充実計画 (第五十五条の二―第五十五条の四

第七章 第八節 社会福祉事業 助 成及び監督 (第六十条—第七十四条) (第五十六条―第五十九条の三)

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等 (第七十五条—第七十九条

第二節 福祉サービスの利用の援助等(第八十条—第八十七条

第三節 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援(第八十八条)

第九章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第一節 基本指針等(第八十九条—第九十二条)

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター (第九十三条—第九十八条)

第二款 中央福祉人材センター (第九十九条—第百一条)

第三節 福利厚生センター (第百二条―第百六条)

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備 (第百六条の二・第百六条の三)

第二節 地域福祉計画 (第百七条・第百八条)

第三節 社会福祉協議会(第百九条—第百十一条)

第四節 共同募金 (第百十二条—第百二十四条)

第十一章 雑則(第百二十五条—第百三十条)

第十二章 罰則(第百三十条の二―第百三十四条)

附則

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、 第一 種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、 更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活

又は児童自立支援施設を経営する事業 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) に規定する乳児院、 母子生活支援施設、 児童養護施設、 障害児入所施設、 児 童心理治療施設

三 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) に規定する養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

兀 障害者の 日 常生 活及び社会生活を総合的に支援するため Ó 法律 (平成十七年法律第百二十三号) に規定する障害者支援施設 を経営する事業

五. 削

六 売春 防 止 法 昭 和三 十 年法律第百十八号) に規定する婦人保護施設を経営する事

七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

生計困難者に対して、 その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、 又は生活に関する相談に応ずる事

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業 障害児相談支援事業、 児童自立生活援助事業、 放課後児童健全育成事業、 子育て短期支援事業

児保育事業又は子育て援助活動支援事業、 乳児家庭全戸訪問事 業、 養育支援訪問事業、 同法に規定する助産施設、 地域子育て支援拠点事業、 保育所、 一時預かり事業、 児童厚生施設又は児童家庭支援センター 小規模住居型児童養育事業、 を経営する事業及び児 小規模保育事業、 病

一の福祉の 増進について相談に応ずる事業

二 の 二 ども園を経営する事業 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) に規定する幼保連携型 一認定

せん事業

二 の 三

民間あっせん機関による養子縁

組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

(平成二十八年法律第百十号)

に規定する養子

縁

組 あ

寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業 母子及び父子並びに寡婦 福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) に規定する母子家庭日常生活支援事業、 父子家庭日常 生 活支援事 *業又は

兀 共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、 老人デイサービス事業、 老人短期入所事業、 小規模多機能型居宅介護事 老人短期入所施設、 老人福祉センター 業、 認 知症対応型老人 -又は老

兀 ロ の 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サー ・ビス事業、 般相談支援事業、 特定相談支援

人介護支援センターを経営する事業

業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホー ムを経営する事業

五. 聴導犬訓練事業. び身体障 身体障害者福祉法 害者の更生相 同法に規定する身体障害者福祉センター、 昭昭 談に応ずる事業 和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、 補装具製作施設、 盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設 手話通訳事業又は 介助 犬訓練事業若しくは を経営する事業

六 知的障害者 福 祉法 昭昭 和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、 無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、 又は宿泊所その他 の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、 無料又は低額な料金で診療を行う事業

+させる事業 生計困難者に対して、 無料又は低額な費用で介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) に規定する介護老人保健施設又は介護医療院 (を利) 用

十 一 を図るための各種の事業を行うものをいう。) 隣保事業 (隣保館等の施設を設け、 無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活 の改善及び 向 上

十 二 項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。 祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サー 適切な利用 福祉サー ビス利用援助事業 連の援助を一体的に行う事業をいう。 (精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、 以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、 無料又は低額な料金で、 及び助言を行 福 祉サ 並びに福 ピ ス ・ビス (前

 \mathcal{O} のための一

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4

(略)

第十四条 都道府県及び市 (特別区を含む。 以下同じ。) は、 条例で、 福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 務 都道府県及び市は、 その区域(都道府県にあつては、 市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。)をいずれかの福祉に関 はする事

所の所管区域としなければならない。

3 町村は、 条例で、 その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

4 対は、 必要がある場合には、 地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、 前項の事務所を設置することができる。 この場

合には、 当該 部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、 事務所の所管区域とする。

5 8 略

(定義)

第二十二条 この 法律におい 7 社会福祉法人」 とは、 社会福祉事業を行うことを目的として、 この法律の定めるところにより設立された法人を

いう。

(施設の設置)

第六十二条 市 町村又は社会福祉法人は、 施設を設置して、第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、 その事業の開始 前 に その 施設 以

- 「社会福祉施設」 という。 を設置しようとする地の都道府県知事に、 次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 施設の名称及び種類
- 設置者の氏名又は名称、 住所、 経歴及び資産状況
- 三 条例、 定款その他の基本約款
- 兀 建物その他の設備の規模及び構造
- 五. 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 開 国 始前に、 都道府県、 その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 市町村及び社会福祉法人以外の者は、 社会福祉施設を設置して、 第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、 その事業
- 3 ならない。 前項の許可を受けようとする者は、 第一項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければ
- 当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法
- 施設の管理者の資産状況
- 三 建物その他の設備の使用の権限
- 兀 経理の 方針
- 五. 事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置
- ほ か、 都道府県知事は 次に掲げる基準によつて、 第 一項の許可の申請があつたときは、 その申請を審査しなければならない 第六十五条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査する
- 当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。
- 当該事業の経営者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、 熱意及び能力を有すること
- 匹 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五. 脱税その他 不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと。
- 5 与えなければならない。 都道府県知 事は 前項に規定する審査の結果、 その申請が、 同項に規定する基準に適合していると認めるときは、 社会福祉 施設設置の

許 : 可を

都道府県知 事 は 前項の許可を与えるに当たつて、 当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(多見)

6

第六十三条 県知事に届け出なければならない。 前条第 一項の規定による届出をした者は、 その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、 その旨を当該都道 府

- 2 を変更しようとするときは、 前条第二項の規定による許可を受けた者は、 当該都道府県知事の許可を受けなければならない。 同条第一項第四号、 第五号及び第七号並びに同条第三項第 一号、 第四号及び第五号に掲げる事 項
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、 前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。

(廃止)

第六十四条 止しようとするときは、 第六十二条第 廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。 項の規定による届出をし、 又は同条第一 一項の規定による許可を受けて、 社会福祉事業を経営する者は、 その事業を廃

(施設の基準)

第六十五条 施設の運営について、 都道府県は、 条例で基準を定めなければならない 社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、 利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉

- 2 準を参酌するものとする。 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、 第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、 第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものと その他の事項については厚生労働省令で定める基
- 一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数
- 二 社会福祉施設に係る居室の床面積
- 三 令で定めるもの 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省

四 社会福祉施設の利用定員

3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(管理者)

第六十六条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

第六十七条 0 都道府県知 市町村又は社会福祉法人は、 事に次に掲げる事項を届け出なければならない。 施設を必要としない第 種社会福祉事業を開始したときは、 事業開始の日から一月以内に、 事業経営地

- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 一事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款
- に、 国 その事業を経営しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 都道府県、 市町村及び社会福祉法人以外の者は、 施設を必要としない第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、 その事業の 開 始 前
- 3 前項の許可を受けようとする者は、 第一項各号並びに第六十二条第三項第一号、 第四号及び第五号に掲げる事項を記載し た申 請書を当 該 都
- 府県知事に提出しなければならない。
- 4 :道府県知事は、 第 一項の許可の申請があつたときは、第六十二条第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。
- 5 第六十二条第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(変更及び廃止)

第六十八条 を廃止したときも、 許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、 前条第 項の規定による届出をし、 同様とする。 又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者は、 変更の日から一月以内に、 その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。 その届 け出た事項又は その事業

(第二種社会福祉事業)

第六十九条 六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。 国及び都道府県以外の者は、 第二種社会福祉事業を開始したときは、 事業開始の日から一月以内に、 事業経営地の都道府県知 第に第

2 なけ 前項の規定による届出をした者は、 ればならない。 その事業を廃止したときも、 その届け出た事項に変更を生じたときは、 同様とする。 変更の日から一月以内に、 その旨を当該都道府県知事に 届

け出

(調査)

道

第七十条 施設、 都道府県知事は、 帳 簿、 書類等を検査し、 この法律の目的を達成するため、 その他事業経営の状況を調査させることができる。 社会福祉事業を経営する者に対 Ļ 必要と認める事項の報告を求め、 又は当 該

(改善命令)

第七十一条 な措置を採るべき旨を命ずることができる。 第六十五条第 都道府県知事は、 一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、 第六十二条第一項の規定による届出をし、 又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者 その事業を経営する者に対し、 同項の基準に適合するために必要

許可の取消し等)

第七十二条 ときは、 り消すことができる 条の規定による命令に違反し、 規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、 を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、 十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合 その者に対し、 都道府県知事は、 社会福祉事業を経営することを制限し、 第六十二条第一項、 又はその事業に関し不当に営利を図り、 第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六 その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取 若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をした 妨げ、 若しくは忌避し、 第七十条 前

- くは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。 づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、 !可を受けて社会福祉事業を経営する者(次章において「社会福祉事業の経営者」という。)が、 都道府県知事は、 、その者に対し、 第六十二条第一項、 社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若し 第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の 若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは 第七十七条又は第七十九条の規定に違 法 足反した 全に基
- を経営する者が、 し、社会福祉事業を経営することを制限し、 道府県知 事は、 その事業に関し不当に営利を図り、 第六十二条第一項若しくは第二項、 又はその停止を命ずることができる。 若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、 第六十七条第 一項若しくは第二項又は第六十九条第 一項 の規定に違反して社会福 その者に 祉

適用除外)

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、 他の法律によつて、 その設置又は開始につき、

行政庁

0 可 認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、 適用しない。

(利用契約の成立時の書面の交付)

第七十七条 者に対し、遅滞なく、 社会福祉事業の経営者は、 次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。 福祉サービスを利用するための契約 (厚生労働省令で定めるものを除く。) が成立したときは、 その利用

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2 き事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、 社会福祉事業の経営者は、 前項の規定による書面の交付に代えて、 政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、 当該書面を交付したものとみなす。 当該書面に記

(誇大広告の禁止)

第七十九条 省令で定める事項について、 ような表示をしてはならない。 社会福祉事業の経営者は、 著しく事実に相違する表示をし、 その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働 又は実際のものよりも著しく優良であり、 若しくは有利であると人を誤認させる

(指定)

第百二条 を通じて一個に限り、 として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、 厚生労働大臣は、 福利厚生センターとして指定することができる。 社会福祉事業等に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図ることを目的 その申請により、 全国

(業務)

第百三条 福利厚生センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

·二 (略)

るための事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。)に基づき、社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るための事業を実施する 福利厚生契約 (福利厚 生センターが社会福祉事業等を経営する者に対してその者に使用される社会福祉事業等従事者の福 利厚生の 増 進 を図

こと。

•

四·五 (略)

(契約の締結及び解除)

第百五条 省令で定める正当な理由があるときを除いては、 項 (第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。 福利厚生センターは、 福利厚生契約の申込者が第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一 福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。)の規定に違反して社会福祉事業等を経営する者であるとき、 項若しくは第二項又は第六十九条第 その他厚生労働

2 (略)

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 あると認めるときは、 域住民の心身の状況、 は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、 支援関係機関に対し、 その置かれている環境その他の事情を勘案し、 当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。 次に掲げる事業を行うもの 支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、 (市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含 当該地域生活課題を抱える地

児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事

業

母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

兀 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一 項第三号に掲げる事業

Ŧī. 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 の協力が円滑に行 市町村は、 われ、 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする 次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、 地域住民等及び支援関係機関による、 地域福: 祉 0 推 進 ため 0) 相 互.

·二 (略)

めに、 生活困窮者自立支援法第1 相互の有機的な連携の下、 一条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関 その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業 が 地域生活課題を解決するた

(大都市等の特例

第百二十六条 の章中都道府県に関する規定は、 ては、政令の定めるところにより、 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、 指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。 指定都市又は中核市 (以下「指定都市等」という。) が処理するものとする。この場合においては、これら 指定都市及び中核市にお

第百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(略

止の命令に違反した者又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、 第七十二条第一項から第三項まで(これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する制限若しくは停 引き続きその社会福祉事業を

0 児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) 抄

第百三十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の事業に関し、

その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

行為者を罰するほか、

経営した者

目次

第一章 総則 (第一条——第三条)

第二章 児童扶養手当の支給(第四条―第十六条)

不服申立て (第十七条―第二十条)

第四章 雑則 (第二十一条—第三十六条)

附則

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、 受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月 (第十三条の三第一項において「支給開始月」とい

前条の違反行為をしたとき

- **ヮ。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。**
- 2 できなくなつた日の属する月の翌月から始める。 五日以内にその請求をしたときは、 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、 手当の支給は、 前項の規定にかかわらず、 受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることが その理由がやんだ後
- 3 き事由が消滅した場合におけるその期の手当は、 手当は 毎年四月、 八月及び十二月の三期に、 それぞれの前月までの分を支払う。 その支払期月でない月であつても、支払うものとする。 ただし、 前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給

(支給の制限)

- 第九条 定する控除対象配偶者及び扶養親族 その他政令で定める児童の養育者を除く。 十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、 令の定めるところにより、 手当は、 受給資格者 (第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、 その全部又は一部を支給しない。 (以下「扶養親族等」という。) 以下この項において同じ。 かつ、 並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、)の前年の所得が、 母がない児童、 その者の所得税法 同項第二号ロ又はニに該当し、 昭 和四十年法律第三 かつ、 十三号) 父がない児 に規
- 2 ろにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、 場合であつてその監護し、 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、 かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、 前項の所得の額を計算するものとする。 又は受給資格者が父である 政令で定めるとこ
- 定める額以上であるときは、 当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、 手当は、 受給資格者 その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 (前条第一項に規定する養育者に限る。 以下この条において同じ。 の前年の所得が、 その者の扶養親族等及び 政令で
- 政令で定める額以上であるときは、 七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の 父又は母に対する手当は、 その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法 その年の八月から翌年の七月までは、 支給しない。 所得が、 その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、 (明治二十九年法律第八十九号)
- 者の生計を維持するものの前年の所得が、 条 養育者に対する手当は、 その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第 その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、 前条に規定する政令で定める額以上であるときは、 一項に定める扶養義務者でその養育 その

年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第九条から前条までの規定を適用しない。 以 家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額 (上である損害を受けた者 (以下「被災者」という。) がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当につい 震災、 風 水害、 火災その他これらに類する災害により、 (保険金、 自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親 損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の 族 0 所有に係る住

- 2 特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村 令の定めるところにより、 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、 それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は (以下「都道府県等」という。) に返還しなければならない。 次の各号に該当するときは、 その支給を受けた者 一部を都道府県、 は、 市 政
- 条第一項に規定する政令で定める額以上であること。 等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、 当該被災者 (第九条第一 項に規定する養育者を除く。 以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、 当該被災者に支給された手当 当該被災者の扶 養親 第 族
- 等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、 当該被災者 (第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。) の当該損害を受けた年の所得が、 当該被災者の扶養親 第九

条の二に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当

当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上である 該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

◎ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二条 (略)

②~8 (略)

- ⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- 事務」という。 つて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割に係るもので 以下 「第一号法定受
- 一 (略)

10 法律についてそれぞれ同表の下欄に、 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる 政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり

(11) (5) (17) (略)

であり、

(督促、 滞納処分等

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

3 次ぐものとする。 けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、 金について、 普通地方公共団体の長は、 地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、 分担金、 加入金、 過料、 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受 当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料 国税及び地方税に 及び延

4 \(\) 12 (略)

指定都市の権能

第二百五十二条の十九 ことができる。 基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一 政令で指定する人口五十万以上の市 (以下「指定都市」という。) は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに 部で政令で定めるものを、 政令で定めるところにより、 処理する

一~八 (略)

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

九~十三 略

2 (略)

核市の

第二百五十二条の二十二 他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、 が処理することができる事務のうち、 政令で指定する人口二十万以上の市 都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その (以下「中核市」という。) は、 第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都 処理することができる。

略

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)

備考 この表の 下 欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

生活 年法律第百四十四号) 略 保護法 法 昭 和 律 十五 第四項 略 項、 まで、 る事務 の四、 二まで 用する場合を含む。)並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。 八条第三項、 五十四条第 条第二項、 二十六条、 (これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。 (これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、 都道府県、 第四十九条の三第一 第四十二条、 应 第五十五条の五、 (第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。)、第四十七条第一項、 (第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。) 、 第七十七条第 |条の| 第二十七条第一項、 第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされて 第四十九条、第四十九条の二第四項 項 市及び 第 (第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。 項、 第四十三条第一項、 福祉事務所を設置する町 項、 項、 第五十五条第 第六十一条、 事 第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第 第五十条第二項、 第二十八条第一項、第二項及び第五項、 一項、 第六十二条第三項及び第四項、 第四十四条第 第 五 第二十九条第二項、 村が第十九条第 第五十条の二及び第五十一条第二項 十五条の三、 (第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準 項、)並びに第八項、 第四十五条、 第六十五条第 項から第五項まで、 第四十条第二項、 第六十三条、 第二十九条、第三十条から第三十七条の 第四十六条第二項及び第三項 項、 第二十五条第一項及び第 第四十八条第四項、 務 第七十六条第一項、 第七十四条第 第五十三条第 第四十一条第二項から 第二十四条第 (これらの規定を第五十四条 一項第 一項及び 項及び第三項 第五十五条 第五十三条 第七十 項 一号及び 第四十 第五 第 二第一 第 項

(略)						
(略)	により処理することとされている事務	四 福祉事務所を設置しない町村が第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項の規定	いて準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務	三 市町村が第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二にお	五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務	

◎ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)(抄)

(援護の実施者)

行うものとする。 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、 ただし、 身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市 その身体障害者の居住地の市町村 (特別区を含む。 以下同じ。 町村が行うも が

2 居住地) る特定施設入所身体障害者 項ただし書に規定する施設 費等」という。)の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設 律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等 定施設入所身体障害者については、 会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一 定により入所している身体障害者(以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。)については、 た所在地 前項の規定にかかわらず、 「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者及び生活保護法 \mathcal{O} 市町村が、 0) 市 町村が、 この法律に定める援護を行うものとする。 この法律に定める援護を行うものとする。 (以下この条において「特定施設」という。) への入所前に有した居住地 (以下この項において「継続入所身体障害者」という。) については、最初に入所した特定施設 第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 入所前におけるその者の所在地 ただし、 (継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設 特定施設への入所前に居住地を有しないか、 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第三十条第一 (継続して二以上の特定施設に入所してい (次項及び第十八条において「介護給 その者が障害者の日常生活及び社 又は明らかでなかつた特 への入所前に有した 項ただし書の規 へ の 入所前に有 0

により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置 前 項 の規 定に かかわらず、 児童福祉 法 (昭和) 二十二年法律第百六十四号) 第二十四条の二第 一項若しくは第二十四条の二十四 (同法第三十一条第五項の規定によ 項 0)

あつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、 護者であ 保護法第三十条第一 活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、 する児童 支援するため 同 法第二十七条第 当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、 いつた者 (以下この項において「身体障害者等」という。 0 法 (以下この項において「保護者であつた者」という。) が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。 律第五条第一 項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、 項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。)が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総 項の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四) が、 当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の 継続して、 当該身体障害者等が満十八歳となる日 第十八条第二項の規定により入所措置が採られ 保護者であつた者が居住地を有しない の前日に当該身体障害者等 所在 て、 か、 条第 地 障害者の $\bar{\mathcal{O}}$ 又は保護者で 市 又は 町 項 村がこ に規 合的 日 の保 生活 常 生 定

4~9 (略)

法律に定める援

護を行うものとする。

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援 であると認めるときは、 ビスの提供を委託することができる。)を必要とする身体障害者が、 市町村は、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス その身体障害者につき、 やむを得ない事由により介護給付費等 政令で定める基準に従い、 (以下この条において「療養介護等」という。 (療養介護等に係るものを除く。 障害福祉サービスを提供し、 を除く。 又は当該市町村以外の者に障害福 の支給を受けることが著しく困 以下 「障害福 (同条第六 祉 Ė ス 項 に規 لح

2 る研究等を行う国 道 療機関 |府県若しくは他 の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、 町村は、 障害者支援施設等」 であつて厚生労働大臣の指定するもの 障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の 立研究開発法 の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関 という。 人に関する法律)への入所を必要とする身体障害者が、 〇 以 下 (平成二十年法律第九十三号) 「指定医療機関」という。 その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、 やむを得ない事由により介護給付費等 第三条の二に規定する国 にその身体障害者の入所若しくは入院を委託 立高度専門医療研究センターの 厚生労働省令で定める施 (療養介護等に係るものに限る。 しなけ 又は ればなら 設置する 設

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)(抄)

生援護の 実 施 者

村が行うものとする この 町 法 村 律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町 が行うものとする。 ただし、 知的障害者が居住地を有しないか、 村 (特別区を含む。 又は明らかでない者であるときは 以下同 による更生援護は、 その知 的 その 障 知 的 障 害者 在

規定 ための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、 障 法 条第一 知的 類的障害者については、 律第百六十七号) 項に規定する障害者支援施設 の法律第二十九条第 が、 する施設 項の規定にかかわらず、 i 障害者 項第二号において「介護給付費等」という。) 市 (以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。 町村が、 この法律に定める更生援護を行うものとする。 に入所している知的障害者及び生活保護法 (以下この項において (以下この条において この法律に定める更生援護を行うものとする。 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 項若しくは第三十条第 入所前におけるその者の所在地 第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 (以下「障害者支援施設」という。) 又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの 「特定施設」という。)への入所前に有した居住地 「継続入所知的障害者」という。 項の規定により同法第十九条第一 (昭和二十五年法律第百四十四号) の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施 ただし、 (継続入所知的障害者については、 特定施設への入所前に居住地を有しないか、)

については、)については、 障害者支援施設、 その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 項に規定する介護給付費等 最初に入所した特定施設 第三十条第一項ただし書の規定により入所してい (継続して二以上の特定施設に入所している特定施設 のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に 最初に入所した特定施設 又は明らかでなかつた特定施設 への入所前に有し (次項、 第十五 への入所前 (以下 園法 「のぞみの た居住地 の四及び (平成 に有し 同 る知 十四四 · 条第· するた 0) لح

厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、 であった者が した場合は て又は同法第二十七条第一 一項の規定による措置とみなされる場合を含む。)が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項 項若しくは 二項 障害者が が有した居住地の の規定にかかわらず、 満 当該知的 第三十条第一 な 十八歳となる日の か 保護者であつた者が居住地を有しない 市 害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者 項の規定により介護給付費等の支給を受けて、 項第三号若しくは第1 町村が、 児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一 前日におけるその者の この法律に定める更生援護を行うものとする。 二項の規定により措置 が所在地 継続して、 か、 の市町村がこの法律に定める更生援護を行うも 第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、 又は保護者であつた者の居住地 (同法第三 又は生活保護法第三十条第一 一十一条第五項の規定により同法第二十七条第一 ただし、 当該知的障害者が満十八歳となる日の (以下この 項の規定により障害児入所給 が明らか 項ただし書の規定により特定施 項にお でなな のとする。 いて い知的障 「保護 !害者 者 付費の 同法第二十九条 12 項第三号 前日に保 支給 た 心設に入 文は を受 当

0)

(障害福祉サービス)

第十五条の四 市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。 給を受けることが著しく困難であると認めるときは、 に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。 「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等 市町村は、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス その知的障害者につき、 政令で定める基準に従い、 (療養介護等に係るものを除く。 障害福祉サービスを提供し、 (同条第六項 又は当該)の支 以

、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、 十八歳以 上の知的障害者につき、その福祉を図るため、 必要に応じ、 次の措置を採らなければならない。

- 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 施設 町 置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、 村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める (以 下 「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、 又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設 当該 市
- 三 適当と認め 知的障害者の更生援護を職親 るも のをいう。 に委託すること。 (知的障害者を自己の下に預かり、 その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、 市町 村 長

2 (略)

◎ 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一~五 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(略)

生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号) 第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

三 (略)

3 13 (略)

◎ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)

(福祉の措置の実施者)

第五条の四 する。 者については、 項 住地を有しないか、 第 、以下「養護者」という。 居住地の市町村が、 一号若しくは第二号又は生活保護法 六十五歳以上の者 その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、 又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、 居住地)に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、そ を有しない (六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。 か、 (昭和二十五年法律第百四十四号) 又はその居住地が明らかでないときは、 入所前におけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものと 第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の その居住地の市町村が、 その現在地の市 町村が行うものとする。 以下同じ。 その六十五歳以上の者が入所)又はその者を現に養護する者 ただし、 同条第 が前に居

2 (略)

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

すること。 しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、 険法に規定する訪問介護、 その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、 六十五歳以上の者であつて、 定期巡回・ 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保 随時対応型訪問介護看護 (厚生労働省令で定める部分に限る。 又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託 第二十条の八第四項において同じ。 政令で定める基準に 若

労働省令で定める便宜を供与し、 スセンター ることが著しく困難であると認めるときは、 険法に規定する通所介護、 六十五歳以上の者であつて、 若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設 地域密着型通所介護、 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、 その者 認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第 (養護者を含む。 〇 以 下) を、 「老人デイサービスセンター等」という。 政令で定める基準に従い、 当該市町村の設置する老人デイサービ 当該便宜を供与することを委託 ¢ むを得ない に 一号通所事業を利用す 通 事 せ 由により 同 項 介護保 の厚

すること

その者を、政令で定める基準に従い、 ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、 「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、 六十五歳以上の者であつて、 養護することを委託すること。 養護者の疾病その他 当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設 の理由により、 居宅において介護を受けることが 又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間 一時的に困難となつたものが、 Þ 入所さ む (以 下

匹 つき、 険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、 「期間宿泊させ、 練を供与することを委託すること。 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 政令で定める基準に従い、その者の居宅において、 当該拠点において、 同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、 又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、 又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機 Þ むを得ない 事 由により 若しくは その者に

五. 基準に従 応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、 支障があるもの 者に当該住居において入浴、 六十五歳以上の者であつて、 第五条の二第六項に規定する住居において入浴、 (その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知 認知症 排せつ、 (介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。 食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること 排せつ、 食事等の介護その他の日常生活上の援)であるために日常生活を 助を行い、 その者につき、 又は当該市町村以外 政令で定める 営 症対 む

与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、 採るほか、 町村は、 法に規定する複合型サービス 分に限る。 六十五歳以上の者であつて、 第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、 その福 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、 第二十条の八第四項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、 祉を図るため、 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 必要に応じて、 (訪問介護等 (定期巡回 日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付 若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。 随時対応型訪問介護看護にあつては、 又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。 厚生労働省令で定める部分に限る。) その者につき、 やむを得ない事由により介護保 政令で定める基準に 前項各号の措置を 若しくは貸 に係る

老人ホームへの入所等)

2

勇十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

六十五歳以上の者であつて、 環境上の理由及び経済的理由 (政令で定めるものに限る。 により居宅において養護を受けることが なも

0 を当該市 町 村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること

であると認めるときは、 六十五歳以上の者であつて、 なものが ムに入所を委託すること。 やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困 その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、 又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホ かつ、 居宅においてこれを受けることが困

三 (略)

2 (略)

◎ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(

通

知

都道

府県の区域内の

市

村

 \mathcal{O}

執行機関への

本人確認情報の提供

つては、 る場合に限り、 人確認情報 一知した都道府県知事が統括する都道府県 個人番号については、 機構は、 (第 提供するものとする。 一号及び第一 次の各号のいずれかに該当する場合には、 一号に掲げる場合にあつては、 当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができ (以 下 「通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、 住民票コードを除く。)を提供するものとする。 政令で定めるところにより、 本人確認情報を第三十条の七 ただし、 第 号に掲げる場合にあ 第 項の規定により 機構保存

し求めがあつたとき。 通知都道府県の区域内の 市町村の 市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるもの いから同 長の 下欄に掲げる事務の 処 理 に関

めがあつたとき 通知都道府県の区域内 0) 市 町 村 0 市 町 村長その他 の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事 務 の処理に 関

三 (略)

2

(略)

通 知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供

第三十条の十一 他 の執行機関に対 第一号に掲げる場合にあつては、 機構は、 Ĺ 機 次の各号のいず 構保存本人確認情報 れかに該当する場合には、 個人番号については、 (第 号及び第一 一号に掲げる場合にあつては、 当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項 政令で定めるところにより、 住民票コ 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事そ ードを除 Š. を提供するものとする。 の規

定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 関し求めがあつたとき。 通知都道府県以外の都道 府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同 表の下欄に掲げる事務の 処 理 に
- 通知都道府県以外の 都道· 府県の 都道 府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の

処理

に関

三 (略)

求

めがあつたとき

2 (略)

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供

第三十条の十二 項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、 ものとする。 0 市町村長その他の執行機関に対し、 ただし、 機構は、 第一号に掲げる場合にあつては、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 機構保存本人確認情報 個人番号については、 (第一号及び第一 提供するものとする。 政令で定めるところにより、 一号に掲げる場合にあつては、 当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第 通知 都道府県以外の都道府県の区域内の 住民票コードを除く。 を提 供ける 市

- 道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるも のから 通 知都道府県以外 0
- 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町 村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務

三 (略)

0

処理に関

求

めがあ

0

たとき。

2 (略)

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。 て同じ。)を利用することができる。 都道府県知事 は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 ただし、 個人番号については、 当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個 都道府県知事保存本人確認情報 (住民票コード -を 除 次項にお

二~四 (略)

別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

2~4 (略)

別表第二(第三十条の十関係)

(略)	(略)	十一	五の十二~十
総務省令で定めるもの			
十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて			長
の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七	する町村	管理	事務所を
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条	又は福祉	市長又	五の十一
(略)		(略)	一〜五の十
	執行機関	\mathcal{O}	町村長その他
事	村の市	の市町	県の区域内
	都道府	る通知	提供を受け

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府	
県以外の都道府県の都道	事
府県知事その他の執行機	
関	
一〜七の六 (略)	(略)
七の七 都道府県知事	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給
	、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しく
	は第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の八~二十九 (略)	(略)

別表第四(第三十条の十二関係)

内の市町村の市町村長そ	県以外の都道府県の区域	道
	事	
	務	

別表第五 (第三十条の十五関係)

〜九の三 (略)

九の四 金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの 保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施: 第七十八条第 項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収 同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、 同法第六十三条の

九の五~三十四 (略)

◎ 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(炒

(社会保険労務士の業務)

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

おける当該電磁的記録を含む。)をいう。 よつては認識できない方式で作られる記録であつて、 請 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令 届出書、 報告書、 審査請求書、再審査請求書その他の書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、 以下同じ。)を作成すること。 (以 下 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合に 「労働社会保険諸法令」という。)に基づいて申請書等 磁気的方式その他 (行政機関等に提出 人の知覚に 日する申

一の二~三 (略)

2 · 3 (略)

4

び 第一 これに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。 項各号に掲げる事務には、 その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及

別表第一(第二条関係)

一〜二十の二十三(略)

一十の二十四 一十の二十五~三十三 生活困窮者自立支援法 (略 (平成二十五年法律第百五号。 第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。

◎ 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(

(定義)

第三条 又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。 この法律において「児童」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、 日本国内に住所を有するもの

2 この法律にいう「父」には、 のとする。 母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むも

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

一~三 (略)

兀 の子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。) ている者を除き、 百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設 護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設 児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がそ (以下「婦人保護施設」という。) に入所している児童 (内閣府令で定める短期間の入所をし (昭和三十一年法律第 (以下「救

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一~三 (略)

という。)の設置者

れている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童 指定発達支援医療機関 乳児院等、 障害者支援施設、 のぞみの園、 救護施設、 (以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。) が委託さ 更生施設若しくは婦人保護施設 (以 下 「障害児入所施設等」

0 障 !害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号)

他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サー 七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 害者等包括支援、 ービス事業」とは、 この法律において「障害福祉サービス」とは、 を除く。)を行う事業をいう。 施設入所支援、 障害福祉サービス 自立訓練、 (障害者支援施設、 就労移行支援、 居宅介護、 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 就労継続支援、 重度訪問介護、 -ビス (施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サー 就労定着支援、 同行援護、 自立生活援助及び共同生活援助をいい、 行動援護、 療養介護、 (以 下 「のぞみの園」という。)その 生活介護 (平成十四年法律第百六十 ビスをいう。 短期入所、 「障害福祉

2~5 (略)

6

常生活上の世話の供与をいい、 この法律において「療養介護」とは、 一間において、 病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、 「療養介護医療」とは、 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、 療養介護のうち医療に係るものをいう。 療養上の管理、 看護、 医学的管理の下における介護及び日 主として

7 10 (略)

11 施設 この法律において (のぞみの 遠 及び第 「障害者支援施設」とは、 項の厚生労働省令で定める施設を除く。 障害者につき、 施設入所支援を行うとともに、) をいう。 施設入所支援以外の施設障害福祉 サ ビスを行う

12 28 (略)

(介護給付費等の支給決定)

第十九条 又は障害児の保護者は、 介護給付費、 特例介護給付費、 市町村の介護給付費等を支給する旨の決定 訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者 (以下「支給決定」という。) を受けなければならない。

2 (略)

3

六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法 条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、 入所している障害者 前項の規定にかかわらず、 (以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。) については、 第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八 (昭和二十五年法律第百四十四号) その者が障害者支援施設、 のぞみの園又は第五条第一 第三十条第 項ただし書の規定によ のぞみの園 項若しくは第 第五

条第一 ては、 有しないか、 した特定施設の入所前に有した所在地) に有した居 最初に入所した特定施設 項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定する施設 住地 又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、 (継続して) 一以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者 への入所前に有した居住地) の市町村が、 支給決定を行うものとする。 の市町村が、 入所前におけるその者の所在地 支給決定を行うものとする。 (以下この項において「継続入所障害者」という。) につい (継続入所障害者については、 ただし、 (以下「特定施設」という。) へ 特定施設への入所前に居 最初に入所 0) 住 入所 地

4 • 5

、介護給付費又は訓練等給付費

第二十九条 ビス 用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用 めるところにより、 付費又は訓練等給付費を支給する。 !定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設 定障害福祉サービス等」 (以下「指定障害福祉サービス」という。) を受けたとき、 市町村は、 当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、 という。)に要した費用 (食事の提供に要する費用、 又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、 (以 下 「指定障害者支援施設」という。 都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者 居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費 (以 下 「特定費用」という。)を除く。 (支給量の範囲内のものに限る。 から当該指定に係る障害福 について、 厚生労働省令で定 (以 下 介護給 祉サー 以下

2 \ \ 8 略

(特例 介護給付費又は特例訓 練等給付 費

又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、 .費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 市町村は、 次に掲げる場合において、 必要があると認めるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該指定障害福祉サー 特例介護給 ピ ス 等

- により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 支給決定障害者等が、 第一 一十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日 までの間に、 緊急その他や むを得な 理 由
- 支給決定障害者等が、 該当障害福 祉 サービス」という。 指定障害福祉サービス等以外の障害福 祉サー - ビス (次に掲げる事業所又は施設により行 わ れるものに限る。 以 下 基

進

)を受けたとき

イ

に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所 第四十三条 第 項 都 道 府県の条例で定める基準又は同 |条第| 一項の 都道府県の 条例で定める指定障害福祉 (以 下 . サ 「基準該当事業所」という。) ĺ Ľ スの 事 業の設備及び

口 る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下 第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関す 「基準該当施設」という。

三 その他政令で定めるとき。

2~4 (略

0 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百七号) (抄)

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、 0 又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であって、 日本国内に住所を有するも

2 (略)

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一 〜 三 (略)

兀

所をしている者を除き、 百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設 護施設」という。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設)若しくは同条第三項に規定する更生施設 子どものみで構成する世帯に属している者に限る。) (以下「婦人保護施設」という。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入 (以下「更生施設」という。) に入所し、又は売春防止法 (昭和三十一年法律第 (以下「救

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一〜三 (略)

兀 援施設、 託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども(以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。)が委 旧身体障害者更生援護施設等、 のぞみの園、 救護施設、 更生施設若しくは婦人保護施設 (以下「児童福祉施設等」という。 障害者支 の設置

2 • 3

者

略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) (抄

利用範囲)

0

第九条 る事務の全部又は できる。 処理に関して保有する特定個 別表第 当該事務の全部又は 一の上欄に掲げる行政機関、 一部を行うこととされている者がある場合にあっては、 人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、 部の委託を受けた者も、 地方公共団体、 同様とする。 独立行政法人等その他の行政事務を処理する者 その者を含む。 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること 第三項において同じ。 (法令の規定により同) は、 同 表の 下欄に 表の 掲げ 下 欄 る事務 に 掲げ

に関 地方公共団体の長その他の執行機関は、 条第 当該事務の全部又は ?して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、 項 第四号に規定する地方税をいう。 部の委託を受けた者も、 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、 以下同じ。 同様とする。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができ 地方税 (地方税法 (昭和) 二十五年法律第二百二十六号) の処理

3 • 4 (略)

5

的 前 を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 各項に定めるもののほか、 第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、 その提供を受けた

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、 次の各号の いずれかに該当する場合を除き、 特定個· 人情報の提供をしてはならない。

一~六 (略)

使用して当該特定個人情報を提供するとき 有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。 欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、 は、その者を含む。 「情報提供者」という。 別表第二の第 欄に掲げる者 以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、 に対し、 (法令の規定により同表の第) 同 表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個)の提供を求めた場合において、 一欄に掲げる事務の全部又は 同表の第三欄に掲げる者 当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを 部を行うこととされている者がある場合に (法令の規定により [人情報 その者を含む。 (情報提供者の保 何表の第四 あ 以下 って

機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。 の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個 条例事務関係情報照会者 (第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個 第二十六条において同じ。 人情報保護委員会規則で定めるものを処理) が、 政令で定めるところにより、 する地 方公共団体 条例事務関 0 長その 他 係情 |人情

提供者 関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。 るもの 対 当 (条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。) (当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。 □該事務 を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定め の提供を求めた場合において、 当該条例事務 しに

九~十一 (略)

第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会 (以下「委員会」という。)に提供するとき。

第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十四四 づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第三十六条において「各議院審査等」という。) 条の規定により行う審査若しくは調査、 要があるとき 項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法 訴訟手続その他の裁判所における手続、 (昭和二十二年法律第七十九号) 第百四条第一 裁判の執行、 が行われるとき、 刑事事件の捜査、 (昭和二十二年法律第二百二十五号) その他政令で定める公益上の 租税に関する法律の 項 (同法第五十 規定に基 应 |条の四 第一

十五 人の生命、 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。 身体又は財産の保護のために必要がある場合において、 本人の同意があり、 又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、 委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 ところにより、 総務大臣は、 情報提供ネットワークシステムを使用して、 情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、 情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならな 次に掲げる場合を除き、 政令で定める

V

該当しないとき。 情報照会者、 情 報提供者、 情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに

一 (略)

別表第一(第九条関係)

十五 都道府県知事等 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収一〜十四 (略) (略)		
活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返略)	Д.	四
に	活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収	(略)

関す

	る事務であって主務省令で定めるもの	足めるもの	
十六~九十七 (略)	(略)		
	文方 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	最 共	
F		扌	<i>为</i>
一~八 (略)	(略)	(略)	(略)
九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性	(略)	(略)
	特定疾病医療費の支給に関		
	する事務であって主務省令		
	で定めるもの		
		都道府県知事等	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付
			金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」
			という。)又は中国残留邦人等支援給付等の支給に
			関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係
			情報」という。)であって主務省令で定めるもの
		(略)	(略)
		(略)	(略)
十~百十九(略)	(略)	(略)	(路)